

京都府公報

号外 第19号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (自治振興課)	1

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第33号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(本人確認情報等開示請求書)」に改め、同条中「の規定」を「(法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。)の規定」に、「は、本人確認情報開示請求書」を「(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報等開示請求書」に改める。

第8条の見出しを「(本人確認情報等開示決定通知書等)」に改め、同条第1項中「の規定による開示(」を「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による開示(第1号及び次条を除き、自己に係る本人確認情報等(本人確認情報又は附票本人確認情報をいう。以下同じ。))が存在しないときにその旨を知らせることを含む。」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該本人確認情報等について開示をするときの当該本人確認情報等に係る通知 本人確認情報等開示決定通知書（別記第2号様式）
- (2) 当該本人確認情報等について存在しない旨を知らせるときの当該本人確認情報等に係る通知 本人確認情報等不存在通知書（別記第3号様式）

第8条第2項中「の規定」を「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定」に、「本人確認情報開示決定期間延長通知書」を「本人確認情報等開示決定期間延長通知書」に改める。

第9条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第3項中「法第30条の32第2項本文の規定」を「書面」に改め、「1部」の右に「(一の開示請求において本人確認情報及び附票本人確認情報のそれぞれについて開示請求があったときは、それぞれ1部)」を加える。

第10条の見出しを「(本人確認情報等訂正等申出書等)」に改め、同条第1項中「の規定による本人確認情報」を「(法第30条の44の13において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による本人確認情報等」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報等訂正等申出書」に改める。

第11条の見出しを「(本人確認情報等訂正等処理結果通知書等)」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 当該本人確認情報等の訂正等をする旨の通知 本人確認情報等訂正等処理結果通知書（別記第6号様式）
- (2) 当該本人確認情報等の一部の訂正等をする旨の通知 本人確認情報等一部訂正等処理結果通知書（別記第7号様式）

(3) 当該本人確認情報等の訂正等をしない旨の通知 本人確認情報等不訂正等処理結果通知書（別記第8号様式）別記第1号様式中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、「㊤」を削り、「第30条の32

第1項」を 「

第30条の32第1項
第30条の44の13において読み替えて準用する同法第30条の32第1項

」 に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、

求めようとする開示の方法 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 書面の交付 (2) 書面の郵送 (3) 閲覧・視聴
-------------------------------------	-------------------------------------

を

開示を求めようとする本人確認情報等の種類（請求するものを○で囲んでください。)	(1) 本人確認情報 (2) 附票本人確認情報
---	----------------------------

求めようとする開示の方法 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 書面の交付 (2) 書面の郵送 (3) 閲覧・視聴
-------------------------------------	-------------------------------------

に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

本人確認情報等開示決定通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の本人確認情報等の開示について、次のとおり開示することと決定しましたので、通知します。

1 本人確認情報等の種類	(1) 本人確認情報 (2) 附票本人確認情報
2 開示の日時	年 月 日() 午前 時 分 午後
3 開示の場所	
4 担当課等	電話番号() —
5 備考	

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書及び本人又は法定代理人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 2 法定代理人により開示を受ける際には、1の書類のほか、戸籍記載事項証明書等を提示してください。
- 3 指定された日時が都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。

第3号様式（第8条関係）

本人確認情報等不存在通知書

番 号
年 月 日

様

京都府知事



年 月 日付けで請求の本人確認情報等の開示について、該当する本人確認情報等が存在しませんでしたので、通知します。

1 本人確認情報等の種類	(1) 本人確認情報 (2) 附票本人確認情報
2 担当課等	電話番号() —
3 備考	

(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第4号様式中「本人確認情報開示決定期間延長通知書」を「本人確認情報等開示決定期間延長通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「第30条の33第2項」を

「
 { 第30条の33第2項
 第30条の44の13において読み替えて準用する同法第30条の32第1項 } に、「に規定する」を「又は同法第30条の44の13

において読み替えて準用する同項に規定する」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第10条関係）

本人確認情報等訂正等申出書

年 月 日

京都府知事 様

本人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
出生の年月日
住民票コード
男女の別 男・女
連絡先 {所在地
電話番号
(住所と同じ場合は、電話番号のみ記入してください。)

法定代理人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
出生の年月日
住民票コード
男女の別 男・女
連絡先 {所在地
電話番号
(住所と同じ場合は、電話番号のみ記入してください。)

住民基本台帳法 { 第30条の35
第30条の44の13において読み替えて準用する同法第30条の35 } の規定により、次のとおり本人確認情報等の訂正・追加・削除の申出をします。

1 訂正等を申し出る本人確認情報等の種類（請求するものを○で囲んでください。）	(1) 本人確認情報 (2) 附票本人確認情報	
2 訂正等を申し出る本人確認情報等の内容（訂正等を申し出るものを○で囲んでください。）	本人確認情報	(1) 氏名 (2) 出生の年月日 (3) 男女の別 (4) 住所 (5) 個人番号 (6) 住民票コード (7) 付随情報
	附票本人確認情報	(1) 氏名 (2) 出生の年月日 (3) 男女の別 (4) 住所（国外転出者にあつては、国外転出者である旨） (5) 住民票コード (6) 付随情報
3 訂正等の内容	訂正の場合	訂正前 訂正後
	その他の場合	
4 本人確認情報等の開示を受けた年月日	年 月 日	

- 注 1 申出の際には、訂正等の内容が事実と合致することを証するものの提出又は提示をしてください。
2 申出の際には、本人又は法定代理人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示をしてください。
3 法定代理人による申出の場合には、2の書類のほか、戸籍記載事項証明書等の提出又は提示をしてください。

※ 事実と合致することを証する書類	(1) 添付 (2) 提示 提示した書類の種類 { }
※ 本人等の確認	本人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 法定代理人 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) その他() 本人と法定代理人との関係 (1) 戸籍記載事項証明書 (2) その他()
※ 受付	年 月 日
※ 備考	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

別記第6号様式中「本人確認情報訂正等処理結果通知書」を「本人確認情報等訂正等処理結果通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改め、同様式に次のように加える。

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第7号様式中「本人確認情報等一部訂正処理結果通知書」を「本人確認情報等一部訂正等処理結果通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改め、同様式に次のように加える。

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第8号様式中「本人確認情報不訂正等処理結果通知書」を「本人確認情報等不訂正等処理結果通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改め、同様式に次のように加える。

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。